

会社を離職された方の 国民年金の手続きについて!!!

国民年金制度は、20歳から60歳までの全ての方が加入し、保険料を納め、みんなで支え合う制度です。

国民年金の加入者は次の3種類となっています。

- 第1号被保険者…自営業者、農林漁業者や会社を離職された方などとその配偶者
- 第2号被保険者…厚生年金、共済組合に加入している方（会社員、公務員など）
- 第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者（年収130万円未満）

大半の方は、会社に勤めているときは厚生年金保険の適用を受けていますが、会社を退職した場合は、国民年金の第1号被保険者になります。

国民年金第1号被保険者になった場合、「国民年金被保険者種別変更（第1号被保険者該当）届」に年金手帳を添えて、町民福祉課または四日市社会保険事務所に提出してください。

(注) これまで第3号被保険者であった配偶者についても次のいずれかに該当する場合は、第1号被保険者となりますので、前記と同様の手続きが必要となります。

- 第2号被保険者が会社を離職したときや65歳になったとき
- 収入が130万円以上となるなど、第2号被保険者の被扶養者に該当しなくなったとき

離職（失業）による保険料免除をご存知ですか？

国民年金保険料の免除制度は、全額または一部（4分の1納付、半額の納付、4分の3納付）の保険料が免除されます。免除の承認は、被保険者・配偶者及び世帯主の前年の所得を基準に決定されることとなっていますが、失業等により現在収入がない場合は、特例により認められる場合がありますので、年金手帳・印鑑及び失業していることが確認できる雇用保険受給資格者証等ご持参のうえ、町民福祉課に提出してください。

免除が認められる期間は、平成20年7月から21年6月までとなります。

なお、保険料が免除された期間は、将来年金額を計算する際に一定の割合で、算入されることとなります。

お問い合わせ先 四日市社会保険事務所 353-5513
町民福祉課 377-5653

中小企業の経営者・
個人事業主の皆様へ

朝明商工会会員様向けの特別融資!



くわしん
パートナーズローン

運転資金・設備資金など、詳しくは、支店窓口にてご相談ください。

桑名信用金庫 朝明支店 三重郡朝日町小向350-1
TEL 059-377-5005

疑問や悩みはココで解決!

年金のご指定・年金相談会のご予約・年金受取手続き・
その他年金に関するご相談は……

三重銀行 年金サポートデスク

フリーダイヤル

0120-547-276

までお気軽にお問い合わせください。

受付時間/平日9:00~17:00
〒510-0087 四日市市西新地7番8号

有料広告掲載欄